

○死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領の制定について（例規通達）
（平成 24 年 3 月 21 日鳥県民例規第 2 号 鳥生企例規第 4 号 鳥少例規第 2 号 鳥捜一例
規第 8 号 鳥組例規第 4 号 鳥交指例規第 4 号 鳥備一例規第 4 号 鳥備二例規第 2 号）

改正 平成 27 年 3 月 6 日鳥務例規第 2 号 平成 29 年 5 月 19 日鳥務例規第 20 号
平成 30 年 3 月 22 日鳥務例規第 3 号 平成 31 年 3 月 7 日鳥務例規第 4 号
令和 2 年 3 月 18 日鳥務例規第 3 号 令和 4 年 3 月 25 日鳥務例規第 3 号
令和 7 年 3 月 11 日鳥務例規第 3 号

各所属長

この度、死傷者多数の事件・事故が発生した際、その初期段階から、組織的かつ総合的な被害者支援活動を迅速・的確に行うため、別添のとおり「死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領」を制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上留意されたい。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領

第 1 目的

この要領は、被害者が多数に及ぶ事件・事故が発生した場合において、当該事件・事故の発生地を管轄する所属の被害者支援担当者だけでは被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動が十分にできないおそれがあるときに行う事件・事故の被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要領において、「対象事案」とは、被害者が多数に及ぶ事件・事故（死者がおおむね 5 人以上若しくは死傷者がおおむね 10 人以上の事件・事故又は多数の者を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事件をいう。）であって、その内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案して、警察本部長（以下「本部長」という。）が被害者支援を行う必要があると認めるものをいう。

第 3 特別被害者支援室の設置

- 1 対象事案が発生した場合において、本部長は、被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動を行うため、特別被害者支援室を設置することができる。
- 2 対象事案の発生地を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「発生地管轄警察署長等」という。）は、特別被害者支援室の設置が必要と認めるときは、第 8 に定める要領により警務部広報県民課被害者支援官（以下「被害者支援官」という。）を経由して本部長に特別被害者支援室の設置を要請するものとする。
- 3 本部長は、発生地管轄警察署長等の要請を受け、被害者支援を一元的かつ効率的に推進するため必要と認めるときは、対象事案の発生地を管轄する警察署又は交通部高速

道路交通警察隊（以下「発生地管轄警察署等」という。）に特別被害者支援室を設置するものとする。

第4 特別被害者支援室の編成及び任務

- 1 特別被害者支援室の編成及び任務は、別表第1のとおりとする。
- 2 特別被害者支援室長には、被害者支援官をもって充てる。
- 3 総括班、現場班及び被害者支援班の班員には、第8の規定に基づき派遣された特別被害者支援要員及び発生地管轄警察署等の被害者支援担当者をもって充てる。
- 4 被害者支援官は、発生地管轄警察署長等と協議し、被害者支援全般を統括し、各班を指揮するものとする。
- 5 被害者支援官は、対象事案の主管部門と緊密な連携を図るよう配意しなければならない。

第5 特別被害者支援要員の指定

特別被害者支援要員は、次によりあらかじめ指定しておくものとする。

なお、警察署にあつては、原則として女性職員を1人以上指定すること。

(1) 警察本部

別表第2に掲げる所属の長（以下「本部所属長」という。）は、所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する警察行政職員の中から、同表に定める員数の特別被害者支援要員を指定する。

(2) 警察署

警察署長は、「被害者支援担当者制度実施要綱の制定について（例規通達）」（平成12年3月22日付け鳥務例規第2号外共発）第2の3(1)の規定により指定した被害者支援担当者の中から、別表第3に定める員数の特別被害者支援要員を指定する。

第6 指定等の報告

本部所属長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、特別被害者支援要員を指定したとき、又は人事異動等により指定を解除したときは、特別被害者支援要員指定・解除報告書（様式第1号）により、被害者支援官を経由して本部長に報告するものとする。

第7 指定解除

- 1 関係所属長は、特別被害者支援要員に疾病その他やむを得ない理由が生じたときは、特別被害者支援要員の指定を解除するものとする。
- 2 関係所属長は、特別被害者支援要員の指定を解除したときは、速やかに後任者を指定しなければならない。

第8 特別被害者支援要員の派遣等

- 1 発生地管轄警察署長等は、対象事案に該当すると認められる事案の発生を認知した場合において、所属の被害者支援担当者だけでは被害者等に対する支援活動が十分にで

きないおそれがあると認めるときは、特別被害者支援要員派遣要請書（様式第2号）により、被害者支援官を経由して本部長に特別被害者支援要員の派遣を要請するものとする。ただし、急を要する場合は口頭により申請し、後日要請書を送付するものとする。

- 2 本部長は、発生地管轄警察署長等の要請に基づき、必要と認めるときは、対象事案の規模、態様、発生地の状況等を勘案し、特別被害者支援要員として指定されている職員（対象事案に係る捜査に従事する職員及び発生地管轄警察署等の職員を除く。）の中から被害者支援活動に必要な人員を招集して、発生地管轄警察署等に派遣するものとする。
- 3 本部長は、特に必要と認めるときは、特別被害者支援要員以外の職員の派遣を命ずることができる。
- 4 発生地管轄警察署等にあつては、対象事案の規模等に応じて必要とする人員の被害者支援担当者を被害者支援活動に従事させるものとする。

第9 特別被害者支援要員の派遣期間

特別被害者支援要員の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、本部長は、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を延長又は短縮することができる。

第10 捜査本部等との連携

被害者支援官は、対象事案の捜査又は初動措置の責任者と緊密な連携を図り、被害者支援、捜査活動等に支障が生じることがないように努めるものとする。

第11 特別被害者支援要員等の活動状況の報告

発生地管轄警察署長等は、特別被害者支援要員等の活動状況について、必要の都度、被害者支援官を経由して本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、速報しなければならない。

第12 教養

被害者支援官は、特別被害者支援要員に対して、随時、被害者支援活動に関し必要な教養を実施するものとする。

第13 事務

特別被害者支援室に関する事務は、警務部広報県民課被害者支援室において行うものとする。

別表第1

特別被害者支援室の編成及び任務

班編成		任務
特 別	特別	（広報県民課被害者支援官）

被害者 援 害 支 室	被害者支援室長		○ 特別被害者支援室各班の指揮 ○ 発生地管轄警察署長等及び対象事案主管部門との緊密な連携
	総括班	総括班長（広報県民課被害者支援室課長補佐）	○ 特別被害者支援室長の補佐
		記録	○ 特別被害者支援要員の到着、被害者等との接触状況、要望事項等の把握、支援活動の状況のほか、被害者支援活動に大きく関わる検視、司法解剖、被疑者の逮捕等の捜査活動の状況を記録
		渉外	○ 遺族等の待機場所及び県外から訪れた遺族等の宿泊先の確保並びに葬儀社、現場管理者、被害関係企業、鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会参画機関等との連絡調整を実施
		捜査本部等との連携	○ 検視、司法解剖、被疑者の逮捕等の捜査活動の状況、報道発表に関する情報等を捜査本部から収集するとともに、被害者等の要望、状況等を捜査本部等に連絡
		電話対応	○ 安否を気遣う県内外の被害関係者からの問い合わせ及び現場班、被害者支援班からの連絡への対応
		予備	○ 予備班として各班を応援
	現場班	現場班長（（兼）広報県民課被害者支援係長）又は（広報県民課被害者支援官が別に指名する者）	○ 現場班の連絡・調整
		応急措置等	○ 被害者支援班と連携して、被害者の救護、搬送等の応急措置を実施
		情報収集・報告	○ 事案発生現場、被害者の搬送先病院等において、捜査員、現場管理者等と連携して被害者の人定、状況等の情報収集、特別被害者支援室への報告を実施
	被害者支援班	被害者支援班長（広報県民課被害者支援係長）	○ 被害者支援班の連絡・調整
		被害者等に対する説明、情報提供	○ 「被害者の手引」等の交付、被害者等への支援活動の説明 ○ 被害発生から公判までの刑事手続に関する説明 ○ 各種相談機関・支援機関、犯罪被害給付制度に関する説明
		付添い等の措置	○ 医師の早期診断が必要な場合、病院手配、付添い等の支援 ○ 事情聴取、実況見分等捜査活動に対する付添い等

			の支援 ○ 自宅への送迎等の生活支援 ○ 被害者等の安全確保に係る支援
		ヒアリング 措置	○ 被害届・供述調書の作成・実況見分等の捜査活動 の必要性にについての説明 ○ 被害者等の心配事に対する指導・助言、被害者連 絡の実施
		その他	○ 被害者のため必要と認める支援活動

別表第 2

警察本部所属別特別被害者支援要員数

部門	所属	特別被害者支援要員数
警務部	広報県民課	5
	会計課	1
	警務課	2
	厚生課	1
	情報管理課	1
	監察課	1
生活安全部	生活安全企画課	1
	少年・人身安全対策課	1
	サイバー犯罪対策課	1
	地域課	1
刑事部	刑事企画課	1
	捜査第一課	1
	捜査第二課	1
交通部	交通企画課	2
	交通指導課	1
警備部	警備第一課	1
	警備第二課	1
合計		23

別表第 3

警察署別特別被害者支援要員数

警察署	特別被害者支援要員数
鳥取警察署	10
郡家警察署	2

智頭警察署	2
浜村警察署	2
倉吉警察署	8
琴浦大山警察署	2
米子警察署	10
境港警察署	2
黒坂警察署	2

様式第 1 号

特別被害者支援要員指定・解除報告書
[別紙参照]

様式第 2 号

特別被害者支援要員派遣要請書
[別紙参照]